

		厚生常任委員会	
平成23年11月29日受理		請 第 10 号	
件 名	「社会保障・税一体改革案」における「受診時定額負担」の導入に反対する意見書の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 松 田 三 郎 重 村 栄			
<p>(要 旨)</p> <p>「社会保障・税一体改革案」における「受診時定額負担」の導入に反対する意見書を、政府及び関係機関に対し提出することを請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>この度、政府・与党社会保障改革検討本部より、社会保障・税一体改革成案が正式決定され、その中で「受診時定額負担」の導入が提案された。</p> <p>この「受診時定額負担」の導入は、わが国が世界に誇る国民皆保険制度の崩壊につながる恐れがあり、とても容認できるものではない。</p> <p>「受診時定額負担」は、医療機関を受診するたびに現在の定率負担とは別に、外来で受診した患者全てに一定の定額負担を求めるものである。</p> <p>このことは、患者の受診抑制が起こると同時に、受診機会を損なうことで結果として重症化することが考えられる。</p> <p>そもそもこの「受診時定額負担」は、「高額療養費見直しの原資1,300億円」と抱き合わせで明記されているが、本来は保険料、公費によって賄うべき医療費を、病気で受診した患者からのみ負担を強いるのは、相互扶助の精神に反し、「社会保険制度」から逸脱している。</p> <p>また、平成14年の健康保険法等の一部改正(平成15年4月施行)で、患者窓口負担を2割から3割に引き上げたが、その附則第2条第1項には、「医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする」と明記されている。</p> <p>今回提案された「受診時定額負担」の導入は、憲法第25条第2項、生存権保障における国の責務に背馳しているといわざるを得ない。</p> <p>国民の健康福祉を守る必要性から、熊本県議会からも政府及び関係機関に対し「受診時定額負担の導入に反対する」旨の意見書を提出していただきたい。</p>			

